

技能実習生と日本社会

新型コロナウイルスと供給ショック

新型コロナウイルス変異株オミクロン株が発見され、流行の第6波が心配される冬を迎えた。今秋、日本で流行が収まった理由としては、季節性要因（夏と冬に流行する）が海外メディアでは指摘されている。すでに再流行が始まった国々もある中で、日本でも、ガソリン価格、食料品、輸送費等の高騰が日々報じられている。半導体不足による給湯器などの供給の遅れも生じ、衣料量販店の品揃えにも影響が及んでいる。値上がりだけならまだしも、そもそも「物が無い（来ない）」となったら深刻である。食品・衣料・半導体などを生産する国々における、コロナ流行による工場閉鎖などが主な原因であるが、工場隔離（労働者を帰宅させずに工場で寝泊まりさせる）によって、かろうじて生産を続けているところもあるという。とくに食料自給率の低い日本にとって、食料が入って来ないというのは、致命的である。3回目の追加接種も大事であるが、同時に途上国や新興国のワクチン接種を支援すべきであろう。それが食料危機対策の近道となる。

技能実習生への依存

ところで、新型コロナウイルス流行以前より、グローバル資本主義経済に翻弄される、日本社会の脆弱性はすでに明白なものとなっている。日本国内では、農業分野、建設分野、介護現場などにおいて、海外からの技能実習生（以下、実習生）の労働に大きく依存しているからだ。コンビニ弁当の生産工場にしても、最低賃金に近い実習生の労働抜きには考えられない。政府は移民政策を認めていないが、日本は、実質的にはすでに世界第4位の移民国家となっているのである（2016年のOECD統計）。

その実習生たちが、コロナウイルス流行により、新規に入国できない状態にあるのだから、現場はもうお手上げである。一方、多くが途上国の農村出身である実習生は、とりあえず自国にいれば食べることはなんとかできる。したがって、日本社会の受ける打撃の方がより大きなものとなる。今はまだ経済格差ゆえに、来日してくれる実習生を確保できているが、この先、もっと待遇がよく、人権が保障されている国々を彼らが選択していくことが十分予想される。果して、日本における実習生たちの人権の実情はどうなっているのだろうか？

技能実習生の実情

技能実習制度は、国際社会からは「奴隷制度または人身売買」として、多くの批判を受けている（国連のホルヘ・ブスタマンテ氏による報告書、2010年）。そして国連は、日本政府に対し、制度の廃止と雇用制度への変更、関連企業から完全に独立した監視・申し立て・救済機能の確立を勧告した。こうした中で、2019年に、単純労働分野ではたらく外国人の在留を認める在留資格「特定技能」が新設されるに至っている。

近年、中国に代わって増えているのが、ベトナムからの実習生である。2019年末時点では、21万8,727人に達し、実習生全体の53%を占めている。2019年6月24日に放映されたNHKのドキュメンタリー「ノーナレ」では、今治市の縫製工場で働くベトナム人実習生の劣悪な労働環境がセンセーショナルに報じられ、SNSを通して特産タオルの不買運動まで引き起こした。しかし、ベトナムを中心とした実習生の取材を続けている澤田晃宏氏は、公共放送としてのその番組には違和感を覚えざるを得ないと、述べている。「スキヤンダラスに現場を取り上げるだけで、技能実習制度自体への問いかけもなく、管理団体や外国人技能実習機構への言及もない」からだ。ベトナムを現地取材した澤田氏によれば、送り出し機関からの（日本の）監理団体や企業への過剰接待、各種証明書類の偽造、中間搾取による高額な手数料などがたしかにあるという。その中で、100万円もの多額の借金を背負って来日する実習生たちの中には、運良ければ「300万円」貯金し、故郷に錦を飾る者もいれば、悪徳業者の餌食となった結果、ハラスメ

ントを受け、あるいは貯金が進まずに失踪する者も存在するという。しかし、上手くいけば、若くして家を建て、商売を始めるなど、日本の若者に比べれば、はるかに夢はあり、大半が以前より良い生活が送れているという。

だが、本来、監督責任のあるはずの管理団体が頼りない場合、労働上の問題が生じたときはどうしたらよいのか？ そこで、2017年11月の技能実習法により「外国人技能実習機構」が創設されたのだが、そこは十分に役割を果たしておらず、実習生の実際の駆け込み先の1つは、寺院である。浄土宗の寺院「日新窟」（東京都港区）は、これまで日本で亡くなったベトナム人実習生や留学生を弔ってきたが、同寺院が知られるようになると、多くの労働相談が持ち込まれるようになったという。日新窟は、まさに「駆け込み寺」となっているのだ。

技能実習生リンさんの裁判

澤田氏のルポでは触れられていないが、「宗教とジェンダー」の視点で看過できないのは、2020年11月、孤立出産での双子の赤ちゃんの死産後に死体遺棄罪に問われている、ベトナム人技能実習生リンさんの裁判である。カトリック系支援団体「コムスタカ 外国人と共に生きる会」によれば、「妊娠が知られたら、帰国させられる」という恐れから、誰にも相談できず、一人で悩みながら仕事を続けるうちに、早産したリンさんは、出産の痛手と死産のショックのなかで、子どもに名前をつけ、串いの言葉を添えて、タオルでくるみ、箱に入棺し安置した、という。翌日、そのままの状態でもリンさんは病院へ連れていかれたが、これらの行為が、死体遺棄罪に問われているのである。2021年7月20日、第一審の熊本地方裁判所は、無罪を主張するリンさんに対して、これが死体遺棄にあたるとして「懲役8年、執行猶予3年」の有罪判決を言い渡した。リンさんは、有罪判決を不服として福岡高等裁判所に控訴し、その第1回公判が、11月12日に行われたが、「証拠調べも証人調べも必要なし」とされ、即日結審した（判決は2022年1月19日が予定されている）。

実習生には、職業選択や居住移転の自由はもとより、『技能実習生手帳』には2020年1月に追記されたものの妊娠や出産する自由が実質的には認められておらず、「妊娠すれば強制帰国」が後を絶たないという。同僚に知られる怖れもあるし、日本語がままならぬため外部にも相談しにくい。一般的に、実習生は（留学生も）、本国で使用していた避妊方法へのアクセスが日本では難しかったり、高価だったりする（ベトナムでは2016年でIUDが36.5%）。今のところ、日本では経口中絶薬は認可されておらず、ネットにて取り寄せることとなる。リンさんについては詳らかでないが、日本での孤立出産には、想像を絶するものがある。ベトナムでは死産の報告の義務はないといわれる。一方、日本では死後24時間は埋葬してはいけないという法律があるが、おそらくそのような法律をリンさんは知らなかったであろう。リンさんの一連の行為からは、宗教的な串いの意図を十分に感じ取ることができるが、それが日本では、死体遺棄とみなされてしまう。コムスタカは、「今回の判決が確定するようなことになれば、技能実習生のみならず、日本で孤立出産し死産した女性が刑事罰の対象になりかねません」と危惧の念を表している。リンさんの件は、リプロダクティブ・ライツが保障されているとはいいがたい、日本社会のジェンダー不平等を映し出しているといえよう。

[参考文献]

澤田晃宏『ルポ技能実習生』ちくま新書、2020年。

コムスタカ 外国人と共に生きる会 <http://www.kumustaka.org/index.html> (2021年11月29日閲覧)。

国連経済社会局人口部 <https://www.un.org/development/desa/pd/data/family-planning-indicators> (2021年11月29日閲覧)